

三号様式による証明書並びに第十八条の規定による改正前の観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則別記様式による標識は、それぞれ第二条の規定による改正後の海難審判法施行規則別表による証票、第六条の規定による改正後の通訳案内士法施行規則第一号様式による合格証書及び第二号様式による筆記試験合格証書、第九条の規定による改正後の旅行業法施行規則第一号様式による申請書、第三号様式による登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による書類、第六号様式による取引領報告書、第七号様式による旅行業務取扱管理者試験合格証、第八号様式による合格証再交付申請書、第十一号様式による標識、第十二号様式による標識、第十三号様式による標識、第十四号様式による標識、第十五号様式による証票、第十二条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法施行規則第三号様式による証明書並びに第十八条の規定による改正後の観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則別記第一号様式による標識とみなす。

附 則 (平成二二年七月二七日国土交通省令第四〇号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成二九年一〇月三一日国土交通省令第六六号)
 この省令は、平成三十年一月四日から施行する。

附 則 (平成三〇年一月四日国土交通省令第一号)
 (施行期日)
 この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成三十三年一月四日)から施行する。

附 則 (平成三〇年六月一四日国土交通省令第五三号)
 (施行期日)
 この省令は、旅館業法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十三年六月十五日)から施行する。

附 則 (令和三年八月三一日国土交通省令第五三号)
 (施行期日)
 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

2 (経過措置)
 改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和四年二月二八日国土交通省令第七号)
 1 (施行期日)
 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

2 (経過措置)
 改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別記第一号様式 (第七条関係)

1 (施行期日)
 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

別記第一号様式 (第七条関係)	
観光業内指定旅行業者代理業者登録証	
Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the Japan Tourism Agency Law and the Travel Agency Act (Scope of Activities: Designated Tourism Register)	
認定番号	認定額内指定旅行業者登録 年 月 日
認定年月日	年 月 日
有効期間	from 年 月 日から to 年 月 日まで
登録旅行業者登録番号	登録旅行業者登録番号
氏名又は名称	氏名
登録支店の名称	登録支店の名称
認定旅行業者登録番号	認定旅行業者登録番号
契約取扱い契約書	契約取扱い契約書
契約取扱い契約書	契約取扱い契約書

注 1. 緑色印は、複数枚とする。
 2. 要約契約を締結していない者にあっては、専任営業会員旅行の権利を保有することができる。
 3. 発行取扱い契約書は、取り扱っている会員旅行の会員が申請となるよう記載する。

別記第二号様式 (第七条関係)	
観光業内指定旅行業者代理業者登録証	
氏名 (年 月 日生)	
所轄営業所	
上記の登録に附帯する観光業内指定旅行業者登録番号を記入することを願う。	
(年 月 日)	
観光業内指定旅行業者代理業者登録番号	
主な営業の所在地	
代 言 者 氏 名	

別記第二号様式 (第七条の二関係)